

選挙運動用ポスター作成証明書

令和 年 月 日

令和6年10月20日執行隠岐の島町議会議員補欠選挙
候補者 氏名

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当 該 選 挙 区 に お け る ポ ス タ ー 掲 示 場 数	94箇所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が隠岐の島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、隠岐の島町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数

(2) 限度額

$$\frac{103,500\text{円} + 525\text{円} \times 6 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場の数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価（1円未満切り上げ）}$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$